

2022年1月31日

投資信託非課税口座のみなし廃止について

令和3年度税制改正に基づき、2021年11月12日（金）に当行ホームページ等にてお知らせしました「投資信託非課税口座のみなし廃止措置」について、2021年12月末時点にて2017年分の一般NISAを設定されているお客さまのうち、マイナンバー（個人番号）を未提出の方は、2022年1月1日をもって「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなし、非課税口座を廃止（みなし廃止）いたしました。

また、既にマイナンバー（個人番号）を当行にご提出いただいたお客さまであっても、2018年以降の一般NISAが設定されていないお客さまにつきましては、同様の措置（みなし廃止）といたしました。

「みなし廃止」措置となったお客さまが、引き続き南日本銀行で非課税口座の利用をご希望される場合は、改めて非課税管理勘定の設定が必要となります。

みなし廃止措置に関しまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上

【本件に関するお問合せ先】
事務統括部 金融商品管理グループ
TEL099-226-4455